

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等
に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 沖縄税理士法の規定による税理士資格を有していた者が受講する税法に関する講習の受講申請書の様式について、日本工業規格が日本産業規格に名称変更されることに伴う所要の整備を行うこととする。(別紙様式第1関係)
- 2 この省令は、平成31年7月1日から施行することとする。(附則関係)